

京都府南丹市 定住ガイドブック

nancla

なんくら



【写真提供】(社)南丹市美山観光まちづくり協会

【発行】南丹市役所 / 令和7年4月改版 (平成30年10月初版)



## この冊子をご利用される方へ

■この冊子の掲載情報は令和7年4月1日現在のものです、掲載情報から制度内容などが変わることもあります。

また、内容を簡潔に表現した箇所もありますので、くわしくは各制度のお問合せ先にご確認ください。

■この冊子で紹介する各制度は、要件を満たしても予算の都合で対応できない場合がありますので、事前に各制度のお問合せ先にご確認ください。

■この冊子では、南丹市が実施する制度に限らず、移住希望者・空き家所有者・地域団体などに役立つ情報を集めて掲載しています。  
このため、お問合せ先が南丹市以外の場合があります。

■この冊子の電子データは、下記のホームページからダウンロードできます。

□南丹市ホームページ

URL：<https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/>



□南丹市定住促進サイト「nancla（なんくら）」

URL：<https://www.nancla.jp/>





## 《目次》

<b>1. 南丹市はこんなまち</b> .....	<b>1</b>
(1) 南丹市の概要 .....	1
(2) 気候 .....	1
(3) 観光 .....	2
(4) 農業 .....	2
(5) 交通 .....	3
(6) 医療 .....	3
(7) 子育て .....	4
(8) 教育 .....	4
(9) 高等教育機関 .....	4
(10) 防災 .....	5
<b>2. 移住希望者・空き家所有者の相談窓口</b> .....	<b>6</b>
(1) 南丹市定住促進サイト「nancla（なんくら）」 .....	6
(2) 南丹市定住促進サポートセンター .....	7
(3) 南丹市参農サポートセンター .....	7
(4) 空き家バンク .....	8
<b>3. 移住者への支援</b> .....	<b>9</b>
(1) 移住促進住宅整備事業 .....	9
(2) Uターン者住宅購入等支援事業 .....	10
(3) 子育ておうえん住宅支援事業 .....	11
(4) 結婚新生活支援事業 .....	12
(5) 南丹市移住支援金 .....	13
(6) 不動産取得税軽減制度 .....	14
(7) 集落の教科書 .....	15
(8) 移住促進特別区域 .....	16
(9) 移住促進特別区域 緊急区 .....	17
<b>4. 空き家所有者への支援</b> .....	<b>18</b>
(1) 空家流動化促進事業 .....	18
(2) サテライトオフィス誘致事業者等支援（空き家等流動化対策）事業 ...	19
(3) 空き家の譲渡所得の特別控除制度 .....	20
(4) 低未利用土地等の譲渡所得の特別控除制度 .....	21
<b>5. 地域団体への支援</b> .....	<b>22</b>
(1) 空き家掘り起こし事業 .....	22
(2) 空き家掃除お助け事業 .....	23
(3) 定住促進地域情報発信ツール整備事業 .....	24
(4) 定住促進地域イベント支援事業 .....	25
(5) まちづくり活動交付金 .....	26
(6) 地域交響プロジェクト交付金 .....	27
(7) 参加型住民（地域外ファン）づくり事業 .....	28
(8) 移住促進住宅整備事業 .....	29

(9) 地域定住促進拠点施設整備事業 .....	30
(10) 農業経営チャレンジ支援事業集落支援タイプ（受け入れ地域対象） .....	31
(11) 南丹市集落支援員 .....	32
(12) 南丹市地域おこし協力隊 .....	33
(13) 南丹市まちづくりデザインセンター .....	34
<b>6. しごと・企業への支援 .....</b>	<b>35</b>
(1) 移住者起業支援事業 .....	35
(2) 起業支援事業 .....	36
(3) 販路開拓支援事業（起業者販路開拓支援事業） .....	37
(4) 特定創業支援等事業（創業セミナー） .....	38
(5) 企業連携移住促進事業 .....	39
(6) サテライトオフィス誘致事業者等支援（事業所開設・運営）事業 .....	40
(7) 農業経営チャレンジ支援事業集落支援タイプ（就農希望者対象） .....	41
(8) 新規就農者育成総合対策事業 .....	42
(9) Soi(ソイ)/南丹市起業支援サテライトオフィスセンター .....	43
(10) 過疎地域における固定資産税の特例（課税免除） .....	44
<b>7. 住まいに関する支援 .....</b>	<b>45</b>
(1) 木造住宅耐震診断士派遣事業 .....	45
(2) 木造住宅耐震改修等事業 .....	46
(3) 住宅等土砂災害対策改修支援事業 .....	47
(4) 浄化槽設置整備事業 .....	48
(5) 地域脱炭素重点対策加速化事業 .....	50
(6) 薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入事業 .....	51
(7) 住宅用太陽光発電システム設置事業 .....	52
(8) 南丹市防災行政無線 .....	53
(9) KCNなんたん ケーブルテレビ .....	54
<b>8. 子育てに関する支援 .....</b>	<b>55</b>
(1) 南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」 .....	55
(2) 保育所・幼稚園・認定こども園 .....	56
(3) 病児保育室「ひまわり」 .....	57
(4) 妊婦歯科健診受診票の交付 .....	58
(5) 妊産婦訪問 .....	59
(6) 妊婦食事診断・栄養相談 .....	60
(7) 産前・産後サポート事業 .....	61
(8) こんにちは赤ちゃん訪問 .....	62
(9) ブックスタート事業 .....	63
(10) 医療費助成制度 .....	64
(11) 子宝祝金・子育て手当・入学祝金 .....	65
(12) ファミリー・サポート・センター事業 .....	66
(13) 南丹市子育てすこやかセンター .....	67
(14) 子育てつどいの広場事業 .....	68
(15) ハッピー親子講座「クローバー」 .....	69

# 1. 南丹市はこんなまち

## (1) 南丹市の概要

南丹市は2006年1月に、園部町・八木町・日吉町・美山町の4つの町が合併して誕生しました。面積は616.40km<sup>2</sup>で、京都府の13.4%を占める広大なまちです。

市域の約88%が山林で、北部は日本海に注ぐ由良川が、中・南部は太平洋に注ぐ桂川（大堰川）が流れ、その間にいくつかの山間盆地が形成されています。

京都府のほぼ真ん中に位置しており、福井県・滋賀県・兵庫県・大阪府と綾部市・京丹波町・京都市・亀岡市に隣接しています。

緑豊かな自然に恵まれた地域で、本格的な田舎暮らしから利便性の高い分譲地まで、さまざまなニーズに対応する住環境があります。



## (2) 気候

夏は京都市などの盆地に比べて比較的涼しく、昼夜の寒暖差が大きいです。

冬は冷え込みが厳しく、季節風が吹いて雪も降りますが、美山地域を除くと、丹波地方の北部に比べて比較的温暖で、降霜・降雪量も少ないです。

■園部（年平均気温：14.0℃ 年降水量：1570.2mm 統計期間：2002～2020年）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温℃	7.7	9.0	13.0	19.1	24.4	27.4	31.0	32.8	28.3	22.2	16.3	10.3
最低気温℃	-2.0	-1.4	0.6	5.2	11.3	16.9	21.5	22.0	17.9	11.1	4.6	-0.1
降水量mm	60.8	78.4	115.2	117.4	129.8	166.5	205.3	159.5	200.3	162.9	72.9	77.6

■美山（年平均気温：13.0℃ 年降水量：1808.3mm 統計期間：1991～2020年）

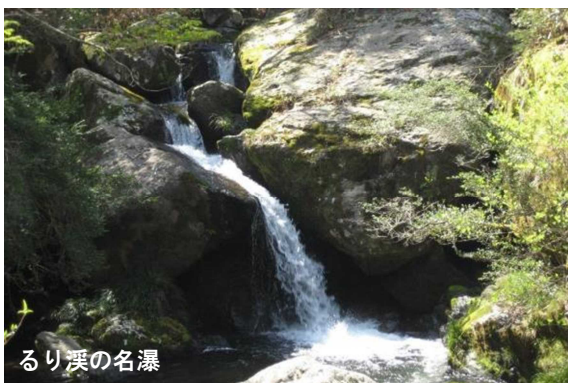
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温℃	6.2	7.0	11.5	17.8	22.9	25.8	29.7	31.2	26.6	20.9	15.2	9.2
最低気温℃	-1.3	-1.5	0.7	5.0	10.4	15.8	20.5	21.0	17.1	11.0	5.2	0.7
降水量mm	140.3	128.5	139.5	121.9	149.7	177.1	205.1	148.8	202.3	161.7	107.3	126.3

### (3) 観光

日本の原風景といえる「かやぶきの里」、「芦生研究林」や「るり溪高原」に代表される豊かな自然、姿の美しさからダム好きに人気がある「日吉ダム」など、多くの観光資源が点在しており、2024年には約259万人の観光客が訪れました。

美山地域のほぼ全域と日吉・八木地域の一部が「京都丹波高原国定公園」に指定されているほか、日本最古の天満宮といわれている「生身天満宮」や日本最後の城「園部城跡」、キリシタン武将内藤ジョアンゆかりの「八木城跡」など、歴史的な魅力も豊富です。

また、「るり溪温泉」や「スプリングスひよし」といった手ぶらバーベキューと日帰り入浴ができる温泉施設もあります。



### (4) 農業

豊かな自然のなかで水稻を中心に、みず菜・壬生菜・九条ねぎ・黒大豆・紫ずきんなどの栽培が盛んに行われており、ブランド京野菜の一大産地です。

令和3年産における日本穀物検定協会の食味ランキングでは、丹波産コシヒカリが最高評価の「特A」を獲得しました。



また、キヌヒカリも平成 28 年産から 3 年連続で「特 A」を獲得しており、その食味が認められ、令和元年には南丹市産のキヌヒカリが、天皇陛下の皇位継承に伴う「大嘗祭」に供納されました。

そのほかにも、京都肉や美山牛乳などの付加価値の高い農産物も豊富です。

豊かで魅力的な自然環境や農村景観を次世代に引き継ぐため、地域ぐるみの共同活動や、環境への負荷をできるだけ抑えた持続可能な農業の取組が行われています。例えば、畜産業による環境問題を防止し、良質な堆肥を安定供給するために南丹市八木バイオエコロジーセンターを運営しています。

## (5) 交通

---

道路基盤は整っており、北部に国道 162 号、南部に国道 9 号、国道 477 号、国道 372 号が走っています。平成 25 年からは京都縦貫自動車道が名神高速道路とつながり、京阪神との時間がさらに短縮されました。

鉄道は、南東の京都市から北西にかけて J R 山陰本線（嵯峨野線）が走り、京都駅から園部駅間が複線化されているため、京都市など都市圏への通勤が便利になっています。

バス交通は、園部・八木地域で民間バス会社 9 路線、園部地域でコミュニティバス（通称ぐるりんバス）4 路線、日吉・美山地域で市営バス 13 路線が運行しています。

そのほか八木・日吉・美山地域では、タクシー車両を使った予約型のデマンドバスも運行しています。



## (6) 医療

---

J R 八木駅付近には、京都丹波地域の中核医療機関である京都中部総合医療センターが、J R 鍼灸大学前駅付近には明治国際医療大学附属病院が、南丹市役所近辺には園部病院があり、高度医療等の体制も整っています。

普段の暮らしのちょっとした病気やケガの際に頼りになる、診療所が市内に 20 か所あり、かかりつけ医として地域に愛され信頼されています。

へき地においても、ドクターヘリの体制が整っており、安心した暮らしを営むことができます。

## (7) 子育て

---

こどもがのびのび暮らせるまちは、みんなにとって住みよいまちです。

南丹市では、各種祝金や医療費助成のような経済的な支援のほか、出産前から安心して気軽に相談できる場所や、子育て世代がつどう場所がたくさんあります。

地域のすべての人がこどもの成長にかかわりながら、子育て家庭がのびのび暮らせて、こどもがのびのび育つ、子育てにやさしいまちづくりをめざしています。

また、「こども家庭センター」を教育委員会に置き、教育・福祉・保健分野が切れ目なく連携し、「こどもまんなか」の視点で一体的な支援を行い、「教育を受けたい南丹市」の実現に取り組んでいます。

## (8) 教育

---

地域総がかりでこどもたちを育ていく地域コミュニティを充実させ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を目指しています。

「こどもありきの教育」と「すべてのこどもの可能性を伸ばし、進路を実現する教育」の実現に向け、中学校区ごとに就学前から中学校までを一つのブロックとして捉え、幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校の先生が課題を共有し、共同で研究を推進しています。

また、個々に応じた教育の質を確保するために、A1ドリル「すらら」を用いた学力向上の取り組みを行っています。

さらに、小学校では読書環境の整備、中学校においては自習のための個別ブースなどを整備し、充実した教育環境づくりを推進しています。

## (9) 高等教育機関

---

京都医療科学大学、明治国際医療大学、京都美術工芸大学、京都建築大学校、京都伝統工芸大学校、京都中部総合医療センター看護専門学校などが立地する約4,000人の学生が通う「学生のまち」です。

また、佛教大学、明治国際医療大学、京都府立大学、学校法人二本松学院、同志社大学（政策学部・大学院総合政策科学研究科）と連携協定を締結しているほか、まちづくり活動交付金に学生提案枠を設けて学生の地域活動を支援したり、地域と学生(学校)の連携を促進するための学生交流プロジェクトを展開したりするなど、高等教育機関や学生とともにまちづくりを進めています。

## (10) 防災

---

南丹市では、災害に備えて各地区に避難所を指定しています。また、避難場所や土砂災害警戒区域などを記載した南丹市総合防災ハザードマップを作成しています。

大雨や地震などの災害から身を守るためには、日ごろから防災意識を高く持ち、災害に備えておくことが重要です。

南丹市ホームページにて各地域のハザードマップ、避難所一覧などを確認いただけます。

紙媒体のハザードマップを希望される場合は南丹市役所危機管理課(電話:0771-68-0021)までお問い合わせください。

【南丹市総合防災ハザードマップ】



【避難所について(避難所一覧など)】



## 2. 移住希望者・空き家所有者の相談窓口

### (1) 南丹市定住促進サイト「nancla（なんくら）」

南丹市の魅力や多彩なライフスタイルの情報など、移住希望者が知りたい情報が満載の南丹市公式定住促進サイトです。

#### ■掲載内容

- ①南丹市の魅力
- ②南丹市がめざすまち
- ③しごと・くらし・すまい
- ④定住促進制度
- ⑤イベントなどの情報
- ⑥南丹市の動画
- ⑦移住者インタビュー
- ⑧空き家バンク ほか



#### ■検索方法

URL : <https://www.nancla.jp/>

※「nancla」や「なんくら」でも検索できます。

#### ■お問合せ先



南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話 : 0771-68-0019 FAX : 0771-63-0653

メール : [chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

南丹市定住促進サポートセンター

〒629-0398 京都府南丹市日吉町保野田市野 3-1

電話 : 0771-68-1616 FAX : 0771-72-1005

メール : [chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## (2) 南丹市定住促進サポートセンター

---

移住希望者や空き家所有者からの相談対応、物件の紹介などを行っており、南丹市に住みたい方を地域につなぐ役割を担っています。

また、集落支援員（[32 ページ](#)）や地域おこし協力隊（[33 ページ](#)）の活動拠点でもあります。

### ■相談内容

- ①空き家を買いたい、売りたい、借りたい、貸したい
- ②田舎に住みたい、自然のなかで安心して子育てしたい、農業や林業がしたい
- ③空き家の維持管理が大変、どう活用したらよいかわからない ほか

### ■お問合せ先

南丹市定住促進サポートセンター

〒629-0398 京都府南丹市日吉町保野田市野 3-1

電話：0771-68-1616 FAX：0771-72-1005

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## (3) 南丹市参農サポートセンター

---

自給的な菜園から初めて農業に携わりたい人まで幅広い相談の対応、地域や農家などへの橋渡しなどを行っており、これから農業を始めたい方や農業初心者向けの一次的な相談窓口としての役割を担っています。

### ■相談内容

- ①移住して農業を始めたい
- ②田んぼや畑をしたいけど、どうしたらよいかわからない
- ③栽培・作付けなどについて、どこに相談したらよいかわからない ほか

### ■お問合せ先

南丹市参農サポートセンター

(火・木曜日(祝日除く)のみ、南丹市定住促進サポートセンター内)

〒629-0398 京都府南丹市日吉町保野田市野 3-1

電話：0771-68-1616 FAX：0771-72-1005

メール：[sannou.nantan@gmail.com](mailto:sannou.nantan@gmail.com)



## (4) 空き家バンク

空き家を売りたい方や貸したい方から登録された空き家の情報を、ホームページなどで利用希望者に紹介します。

### ■空き家の情報

南丹市定住促進サイト「nancla（なんくら）」をご覧ください。

URL：<https://www.nancla.jp/>

※「nancla」や「なんくら」でも検索できます。



### ■お問合せ先

南丹市定住促進サポートセンター

〒629-0398 京都府南丹市日吉町保野田市野 3-1

電話：0771-68-1616 FAX：0771-72-1005

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)



## 3. 移住者への支援

### (1) 移住促進住宅整備事業

移住促進特別区域（[16 ページ](#)）の空き家を活用し、移住者が居住するために必要な改修を行う場合、その改修費（居住部分に限る）を予算の範囲内で補助します。

※Uターン者住宅購入等支援事業（[10 ページ](#)）との併用はできません。

#### ■対象者

下記の要件をすべて満たす方

- ①本市に定住の意思を持って転入した、または転入する方
- ②子育て世代など、移住する地域が求める人材である方
- ③移住地域の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加する方
- ④空き家バンク（[8 ページ](#)）に登録された、移住促進特別区域の空き家を取得または賃借し、当該空き家の住所地を生活の本拠とする方
- ⑤当該空き家の所有者と2親等以内でない方
- ⑥当該空き家取得（賃借）日が、移住日から起算して1年前後の間である方

#### ■補助金額

改修費に対して10/10以内（1物件あたり180万円以内）

※緊急区（[17 ページ](#)）は1物件あたり200万円以内

※事業に着手できるのは交付決定日以降で、単年度で完了しない事業は対象外です。

#### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## (2) Uターン者住宅購入等支援事業

住宅の購入・新築・改築を伴い、本市にUターンする子育て世帯に対して、南丹市商工会が発行する商品券を予算の範囲内で交付します。

※移住促進住宅整備事業（[9ページ](#)）・子育ておうえん住宅支援事業（[11ページ](#)）・結婚新生活支援事業（[12ページ](#)）との併用はできません。

### ■対象者

下記の要件をすべて満たす世帯

- ①住宅購入（2親等以内の親族からの購入は除く）・新築・改築のいずれかの契約者の世帯であって、当該住宅の所有者の世帯
- ②本市に転入する世帯員に3年以上市外に居住したUターン者が含まれている世帯
- ③新規申請年度の4月1日時点において、18歳未満の子ども（申請日時点で妊娠中の胎児も含む）と、その3親等以内の養育者（うち1人が50歳未満）で構成される子育て世帯
- ④商品券の交付日から、引き続き本市に5年以上定住することを誓約する世帯
- ⑤子どもと養育者が、住宅購入契約などに基づく引き渡しの前後6カ月以内に本市に転入した世帯
- ⑥前年の合計所得額が1千万円未満で、市税の滞納がない世帯
- ⑦暴力団員でない世帯

※上記の世帯が、3親等以内の親族所有の住宅へ入居する場合、その所有者または転入する世帯員が改築の契約をした場合も対象となります。

※上記の世帯には、南丹市パートナーシップ宣誓をされた方も含みます。

### ■交付額

南丹市商工会が発行する商品券

- ①新築・新築購入で、工事費・購入額が500万円以上の場合
  - A. 移住促進特別区域（[16ページ](#)）内
    - 1年目：18万円／2年目：18万円／3年目：9万円（1世帯あたり計45万円）
  - B. 移住促進特別区域外
    - 1年目：9万円／2年目：9万円／3年目：4万5千円（1世帯あたり計22万5千円）
- ②改築・中古住宅購入で、工事費・購入額が300万円以上の場合
  - A. 移住促進特別区域内
    - 1年目：9万円／2年目：9万円／3年目：9万円（1世帯あたり計27万円）
  - B. 移住促進特別区域外
    - 1年目：4万5千円／2年目：4万5千円／3年目：4万5千円（1世帯あたり計13万5千円）

※年度ごとに申請が必要です。

### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)



### (3) 子育ておうえん住宅支援事業

子育て世帯（移住者以外も含む）が、子育て負担の軽減を目的としたリビング・台所・浴室・脱衣所・こども部屋の改修を行う場合、その改修費を予算の範囲内で補助します。

※Uターン者住宅購入等支援事業（[10 ページ](#)）との併用はできません。

#### ■対象者

下記の要件をすべて満たす世帯に属するこどもの親権者であって、当該世帯員または3親等以内の親族が所有する住宅の改修工事の契約者

- ①申請年度において、本市に住所がある世帯
- ②申請年度の4月1日時点において、18歳未満のこども（申請日時点で妊娠中の胎児も含む）を養育している世帯
- ③市税などの滞納がない世帯
- ④親権者の前年の合計所得額が550万円未満の世帯
- ⑤居住地域の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加する世帯

※上記の世帯には、南丹市パートナーシップ宣誓をされた方も含みます。

#### ■補助金額

20万円以上の改修費に対して1/2以内（1世帯あたり1子世帯:10万円以内、2子世帯:20万円以内、3子以上の世帯:30万円以内、申請年度に3世代（こども・父母・祖父母など）が新たに同居・近居（直線距離2km以内に居住）を始める場合5万円加算）

※事業に着手できるのは交付決定日以降で、単年度で完了しない事業は対象外です。

※機器設置・設備更新・老朽更新などは対象外です。

#### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## (4) 結婚新生活支援事業

新婚世帯に対して、婚姻に伴う住宅取得費・住宅リフォーム費・住宅賃借費・引越費を予算の範囲内で補助します。

※Uターン者住宅購入等支援事業 ([10 ページ](#)) との併用はできません。

### ■対象者

下記の要件をすべて満たす世帯

- ①申請前年度の1月1日から申請年度の3月31日までに婚姻届を提出し、受理された世帯
- ②婚姻時において、夫婦の双方が40歳未満の世帯
- ③申請時において、夫婦の双方または一方の住所が本市内の入居対象となる住宅所在地にある世帯
- ④前年の合計所得額が500万円未満で、市税の滞納がない世帯  
※奨学金を返済中の場合、一定期間中の返済額を所得から控除できます。
- ⑤居住地域の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加する世帯
- ⑥申請日から5年以上継続して本市に居住することを誓約する世帯
- ⑦過去に本制度の適用を受けたことがない世帯
- ⑧暴力団員でない世帯
- ⑨本制度のアンケートなどに協力する世帯

※上記の世帯には、南丹市パートナーシップ宣誓をされた方も含みます。

### ■補助金額

住宅取得費(新築工事費・設計費を含む)・住宅リフォーム費・住宅賃借費(敷金・礼金などを含む)・引越費(引越・運送業者への経費)に対して10/10以内(1世帯あたり30万円(婚姻時に夫婦の双方が29歳以下の場合60万円)以内、前年度受給世帯は前年度補助上限額から前年度受給額を控除した額以内)

※土地購入費・住宅ローン手数料・倉庫や車庫の工事費・外構工事費・駐車場代・備品購入費などは対象外です。

### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## (5) 南丹市移住支援金

東京 23 区などから移住し、本制度の登録企業に就業された方に対して、移住支援金を予算の範囲内で交付します。

### ■対象者

下記の要件をすべて満たす方

①下記のいずれかを満たす本市に転入した方

A. 転入前に 5 年以上継続して東京 23 区に居住していた方

B. 転入前に 5 年以上継続して東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県のうち条件不利地域を除く）に居住し、転入日の 3 カ月前まで 5 年以上継続して東京 23 区に通勤していた方（東京 23 区への通勤をやめた日から転入日までに京都府外に通勤していた方を除く）

②転入日から 3 カ月以上 1 年以内に本制度に申請された方であって、申請日時点において、本制度の登録企業との雇用契約期間が 3 カ月以上の方

③申請日から 5 年以上継続して本市に居住かつ当該企業に就業する意思を持つ方

④暴力団員でない方

⑤日本国籍の方、または、永住者・日本人か永住者の配偶者等・定住者・特別永住者のいずれかの在留資格を持つ外国籍の方

### ■補助金額

①2 人以上の世帯員で転入した場合

1 世帯あたり 100 万円（転入前から同一世帯であった場合のみ）

②単身で転入した場合

1 世帯あたり 60 万円

### ■お問合せ先

南丹市役所 商工観光課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-1008 FAX：0771-63-0654

メール：[syoukou@city.nantan.lg.jp](mailto:syoukou@city.nantan.lg.jp)

## (6) 不動産取得税軽減制度

移住促進特別区域（[16 ページ](#)）の空き家に移住した方が、当該空き家に係る不動産（家屋・敷地）を取得した場合、居住のために使用する部分の不動産取得税が軽減対象となります。

なお、家屋・敷地のどちらか一方を取得（もう一方は賃借）した場合、取得した不動産のみが軽減対象です。

### ■対象者

下記の要件をすべて満たす方

- ①本市に転入した方
- ②空き家バンク（[8 ページ](#)）に登録された、移住促進特別区域の空き家を取得し、当該空き家の住所地を生活の本拠とする方
- ③当該不動産取得日が、移住日から起算して1年前後の間である方
- ④府税の滞納がない方

### ■軽減率

不動産取得税率 1/2 軽減（税率 3%→1.5%）

### ■お問合せ先

京都府南丹広域振興局 地域づくり振興課  
〒621-0851 京都府亀岡市荒塚町 1-4-1  
電話：0771-22-0153 FAX：0771-23-1790  
メール：[nanshin-no-chiiki@pref.kyoto.lg.jp](mailto:nanshin-no-chiiki@pref.kyoto.lg.jp)

## (7) 集落の教科書

集落の生活様態・風習・伝統・地域資源などの情報のほか、区費（自治会費）の金額や日役（共同作業）など、地域の決まりごとをわかりやすくまとめた冊子です。

移住者と受け入れ側の相互理解を促す情報発信ツールとなっています。

### ■集落の教科書

南丹市定住促進サイト「nancla（なんくら）」の該当ページをご覧ください。

URL：<https://www.nancla.jp/kurashi04/>

※「nancla 集落の教科書」や「なんくら 集落の教科書」でも検索できます。



### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)



## (8) 移住促進特別区域

人口減少・少子高齢化などにより、移住促進や地域活性化に向けた特別な対策を必要とする地域であって、移住者や関係人口を地域社会の担い手として積極的に受け入れる地域を、京都府が「移住促進特別区域」として指定します。

区域に指定されると、京都府や南丹市が実施する移住に伴う経済的負担の軽減策などを受けることができます。

### ■南丹市の移住促進特別区域

移住促進特別区域名	区域内の集落（行政区）名
①園部町川辺地区	船岡・高屋・大戸・熊原・佐切・越方
②園部町摩気地区	竹井・仁江・船阪・大西・宍人・半田・口人・口司
③園部町西本梅地区	殿谷・埴生・南八田・天引・法京・大河内・南大谷・若森
④八木町北地区	船枝・山室・室橋・諸畑・野条・池上
⑤八木町神吉地区	神吉上・神吉下・神吉和田
⑥日吉町世木地区	殿田・木住・生畑・中世木
⑦日吉町五ヶ荘地区	東雲・片野・新シ・和田・興風・彰徳・吉野辺・中組・海老谷・東組・下佐々江・中佐々江・上佐々江
⑧日吉町胡麻郷地区	畑郷・後野・上胡麻・広野・胡麻荘園・日吉平・新町・中野辺・西胡麻駅前・角本・中村・栄ヶ丘・東胡麻・上保野田・下保野田・志和賀 ※イングラントヒルズ除く
⑨美山町知井地区	南・北・中・河内谷・下・知見・江和・田歌・芦生・白石・佐々里
⑩美山町平屋地区	又林・下平屋・上平屋・安掛・野添・長尾・深見・荒倉・大内・内久保
⑪美山町宮島地区	原・板橋・宮脇・下吉田・島・長谷・上司・和泉・静原
⑫美山町鶴ヶ岡地区	今宮・栃原・砂木・棚・川合・殿・舟津・松尾・神谷・名島・洞・田土・上吉田・林・庄田・脇・熊壁・山森
⑬美山町大野地区	萱野・大野・川谷・岩江戸・脇谷・小淵・向山・檜原・音海

### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## (9) 移住促進特別区域 緊急区

移住促進特別区域（[16 ページ](#)）のなかでも、特に人口減少や高齢化が進む行政区であって、移住者や関係人口を地域社会の担い手として積極的に受け入れ、住民同士の良好な人間関係づくりに努めることを申し出た行政区を、南丹市が「緊急区」として指定します。

緊急区では、移住促進住宅整備事業（[9 ページ](#)・[29 ページ](#)）の空き家改修費にかかる1物件あたりの補助額を、180万円以内から京都府内最高額の200万円以内に増額します。

### ■南丹市の移住促進特別区域 緊急区

移住促進特別区域名	区域内の緊急区（行政区）名
①園部町川辺地区	高屋・大戸・越方
②園部町摩気地区	穴人
③園部町西本梅地区	天引
④八木町北地区	～該当区なし～
⑤八木町神吉地区	神吉下
⑥日吉町世木地区	木住・中世木
⑦日吉町五ヶ荘地区	新シ・吉野辺・中組・海老谷・東組・中佐々江
⑧日吉町胡麻郷地区	角本・中村・畑郷
⑨美山町知井地区	南・河内谷・知見・佐々里
⑩美山町平屋地区	下平屋・野添・荒倉・大内
⑪美山町宮島地区	下吉田・上司
⑫美山町鶴ヶ岡地区	舟津・松尾・神谷・名島・田土・上吉田・熊壁・山森
⑬美山町大野地区	川谷・肱谷・向山・音海

※緊急区の指定期間は令和6～9年度で、期間内の申請物件が増額対象です。

### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## 4. 空き家所有者への支援

### (1) 空家流動化促進事業

移住促進特別区域（[16 ページ](#)）の空き家について、所有者が移住者を居住させるために家財道具の撤去などを行う場合、報償金を予算の範囲内で交付します。

#### ■対象者

下記の要件をすべて満たす空き家所有者

- ①空き家バンク（[8 ページ](#)）に登録された、移住促進特別区域の空き家を移住者（移住者向け住宅を整備する地域団体なども含む）に売却または賃貸する方
- ②移住する地域が求める人材であることなど、当該移住者が移住促進住宅整備事業（[9 ページ](#)）の申請者要件を満たすこと
- ③当該空き家内の家財道具の撤去などを行う方

#### ■補助金額

1 物件あたり 10 万円

※当該物件の売買（賃貸借）契約日から 6 カ月以内の申請が必要です。

※建築目的が賃貸または分譲である物件は対象外です。

#### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)



## (2) サテライトオフィス誘致事業者等支援（空き家等流動化対策）事業

空き家などについて、所有者が企業にサテライトオフィス（本社から離れた場所に設置する事業所）を展開させるために家財道具の撤去などを行う場合、その撤去費などを予算の範囲内で補助します。

### ■対象者

下記の要件をすべて満たす空き家などの所有者

- ①サテライトオフィス誘致事業者等支援（事業所等開設・運営）事業（[40 ページ](#)）により、サテライトオフィスを展開する企業に空き家などを売却または賃貸する方
- ②当該企業の代表者と2親等以内でない方
- ③暴力団員でない方

### ■補助金額

1 物件あたり 10 万円

※当該物件の売買（賃貸借）契約日から1年以内の申請が必要です。

※建築目的が賃貸または分譲である物件は対象外です。

### ■お問合せ先

南丹市役所 商工観光課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-1008 FAX：0771-63-0654

メール：[syoukou@city.nantan.lg.jp](mailto:syoukou@city.nantan.lg.jp)

### (3) 空き家の譲渡所得の特別控除制度

被相続人が居住していた家屋を相続した方が、その家屋または取り壊し後の土地を譲渡した場合、譲渡所得の特別控除を受けられます。

#### ■対象者

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日(かつ令和9年12月31日)までに、相続した家屋(耐震性のない場合は譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに耐震リフォームまたは取り壊しをしたものに限り、その敷地を含む)または取り壊した後の土地を譲渡した方

ただし、家屋または取り壊し後の土地は、下記の要件をすべて満たすこと

- ①相続開始の直前に被相続人が独居していた家屋(被相続人が介護保険法の要介護認定等を受け、かつ、相続の開始直前まで老人ホーム等に入所していた場合を含む)であること
- ②昭和56年5月31日以前に建築された家屋(区分所有建築物を除く)であること
- ③相続の時から譲渡の時まで事業や居住、貸付けをしていないこと
- ④譲渡価格が1億円以下であること

※本制度の適用を受けるには、所得税の確定申告書とともに所定の書類を、納税地を管轄する税務署に提出する必要があります。

※南丹市では、本制度の適用を受けようとする方に対して、確定申告時の提出書類のひとつである「被相続人居住用家屋等確認書」を交付します。

#### ■控除金額

家屋または土地の譲渡所得から3,000万円(相続人が3人以上である場合2,000万円)

#### ■お問合せ先

南丹市役所 都市計画課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0052 FAX：0771-63-0654

メール：[tokei@city.nantan.lg.jp](mailto:tokei@city.nantan.lg.jp)

## **(4) 低未利用土地等の譲渡所得の特別控除制度**

都市計画区域内にある低未利用土地等（空き地、空き家・空き店舗等が存する土地など）について、所有者が一定の要件を満たして譲渡した場合、長期譲渡所得の特別控除を受けられます。

※市内の都市計画区域は、園部町（西本梅地区を除く）・八木町（神吉地区を除く）の全域です。

### **■対象者**

低未利用土地等について、令和2年7月1日から令和7年12月31日までに、下記の要件をすべて満たして譲渡した方

- ①譲渡者（所有者）が個人であること
- ②都市計画区域内の低未利用土地等であることおよび譲渡後の当該土地等の利用について、市長の確認がされたものであること
- ③譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超えていること
- ④譲渡者と特別の関係がある方（配偶者・直系血族・生計を一にしている親族など）への譲渡でないこと
- ⑤当該土地等とその上にある資産の譲渡価格の合計が500万円（市街化区域内の場合800万円）以下であること
- ⑥当該土地等の譲渡について、他の譲渡所得の特別控除を受けないこと
- ⑦当該土地等と一筆であった土地から前年または前々年に分筆された土地等が、本特例措置の適用を受けていないこと

※本制度の詳細については、納税地を管轄する税務署へお問い合わせください。

※本制度の適用を受けるには、所得税の確定申告書とともに所定の書類を、納税地を管轄する税務署に提出する必要があります。

※南丹市では、本制度の適用を受けようとする方に対して、確定申告時の提出書類のひとつである「低未利用土地等確認書」を交付します。

### **■控除金額**

低未利用土地等の譲渡所得から100万円

### **■お問合せ先**

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## 5. 地域団体への支援

### (1) 空き家掘り起こし事業

地域団体の働きかけにより、空き家所有者などが空き家バンク（[8 ページ](#)）への登録に同意したうえで新規登録した場合、その活動に対する報奨金を予算の範囲内で支給します。

また、上記の活動により、空き家バンクに登録された当該空き家が新規活用された場合、その活動に対する報奨金を予算の範囲内で支給します。

#### ■対象者

区・自治会・振興会など

#### ■報奨金額

空き家バンクへの新規登録：1 物件あたり 3 万円

空き家バンク登録後の新規活用：1 物件あたり 2 万円

#### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## (2) 空き家掃除お助け事業

---

空き家バンク ([8 ページ](#)) に登録された空き家や新規活用が見込まれる空き家について、地域団体が所有者などの同意を得て家財道具の撤去などを行う場合、その廃棄物処分費（バケツ代）を予算の範囲内で補助します。

### ■対象者

区・自治会・振興会など
-------------

### ■補助金額

廃棄物処分費（バケツ代）に対して 10/10 以内（1 物件あたり 20 万円以内）
--

※事業に着手できるのは交付決定日以降で、単年度で完了しない事業は対象外です。

### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

### (3) 定住促進地域情報発信ツール整備事業

地域団体が集落支援員・地域おこし協力隊・まちづくりデザインセンターと連携して、下記のような情報発信事業に取り組む場合、デザイン委託料や印刷製本費などを予算の範囲内で補助します。

#### ■対象者

区・自治会・振興会など

#### ■補助金額

デザイン委託料や印刷製本費などに対して 10/10 以内（1 事業あたり 50 万円以内）

##### ①集落の教科書作成事業

集落の生活様態・風習・伝統・地域資源など、移住希望者などが求める情報をわかりやすくまとめた冊子（[15 ページ](#)）を作成する事業

##### ②地域情報ツール整備事業

定住促進を目的として、住民が創意工夫を凝らした地域の情報発信ツールを作成する事業

※事業に着手できるのは交付決定日以降で、単年度で完了しない事業は対象外です。

#### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## (4) 定住促進地域イベント支援事業

地域団体が定住促進イベント（移住希望者が参加する田舎暮らし体験会や現地案内会など）を開催する場合、イベント開催費を予算の範囲内で補助します。

### ■対象者

区・自治会・振興会など

### ■対象事業

下記の要件をすべて満たす定住促進イベント

- ①不特定多数の移住希望者に対して、イベントの告知情報を積極的に発信すること
- ②イベントにおいて、参加者と地域住民が交流できる仕組みがあること
- ③イベント終了後も、参加者に地域情報を継続的に発信できる仕組みがあること

### ■補助金額

対象事業に直接必要な下記の経費に対して 3/4 以内（1 申請あたり 40 万円以内）

#### ①謝金

先輩移住者や各種体験の講師など、特殊性または専門性を有する事業協力者への謝金（1 人 1 時間あたり 3,000 円以内）

#### ②旅費

事業協力者または運営スタッフの公共交通機関料金、私用車燃料代（1km あたり 37 円以内）

#### ③諸費

- A. 事務消耗品費・資材などの購入費（取得単価 5 万円未満）
- B. 会議時等の飲料水代（1 人 1 回あたり 200 円以内）、事業協力者の昼食代（1 人 1 回あたり 1,500 円以内）
- C. チラシ・ポスターなどの作成及び印刷費
- D. 仮設会場の電気・ガス・水道使用料、燃料費
- E. 郵便料金・宅配費などの通信運搬費
- F. 金融機関の振込手数料など
- G. 損害保険・ボランティア保険などの保険料
- H. 施設・設備・有料道路・駐車場使用料、物品・車両賃借料

#### ④委託費

Web コンテンツ作成や動画編集など、専門的知識・技術を要する業務の外部委託費（補助対象経費の 1/2 以内）

※同一申請者による同一年度での申請回数は 1 回限りです。

※他の補助がある経費・経常費・人件費・個人給付費・販売品費などは対象外です。

### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## (5) まちづくり活動交付金

市民団体が地域の公共的な課題を解決するために事業を実施する場合、その活動に必要な経費を予算の範囲内で補助します。

### ■対象者

市民を含む2名以上で構成された団体

### ■対象事業

下記の要件をすべて満たす事業

- ①地域の公共的な課題を解決するために実施される事業（移住（希望）者を対象とした農に関する講座やこどもの居場所づくりなど）
- ②年度内に市内で実施される事業
- ③次年度以降も継続が見込める事業

### ■補助金額

対象事業に直接必要な下記の経費に対して

1年目:3/4以内（20万円以内）／2年目:2/3以内（15万円以内）／3年目:1/2以内（10万円以内）

#### ①報償費

講師など特殊性または専門性を有する事業協力者への謝金

#### ②旅費

事業協力者または運営スタッフの公共交通機関料金、私用車燃料代（1kmあたり37円以内）

#### ③諸費

- A. 事務消耗品費・資材などの購入費（取得単価5万円未満）
- B. チラシ・ポスターなどの印刷費
- C. 施設・設備・有料道路・駐車場使用料、物品・車両賃借料など

#### ④備品購入費

機械・器具などの購入費（取得単価5万円以上、補助対象経費の3割以内かつ補助上限額の1/2以内）

#### ⑤委託費

Webコンテンツ作成やチラシ・冊子のデザインなど、専門的知識・技術を要する業務の委託費（補助対象経費の1/2以内）

※同一団体による同一年度での申請は1事業限りです。

※補助期間は原則最長3年間で、年度ごとに申請と交付決定が必要です。

※事業効果や社会的影響が大きいと特に認められる事業に限り、4年目・5年目にも補助（補助率1/2以内かつ10万円以内）を継続する場合があります。

### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)



## (6) 地域交響プロジェクト交付金

地域団体が活動を継続できるよう周囲の協力が得られる環境を整えたり、他団体・市町村・京都府などとの関係性を構築して、地域社会の課題解決に向けた活動を実施する場合、その活動に必要な経費を予算の範囲内で補助します。

なお、詳細はお問合せ先で配布または京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/chii kikokyo/koufukin.html>) で公開する募集要領をご確認ください。

### ■対象者

地域住民が主体的に参画し、地域課題の解決に取り組む非営利団体  
(ボランティアサークル、自治会・町内会、NPO 法人など)

※募集期間はお問合せ先にご確認ください。

### ■対象事業

地域の課題解決のために地域住民の自主的な協力のもとに取り組むものであって、自立的な事業運営を目指す事業

例：子育て広場、要配慮者支援のための相談会や勉強会 など

※活動の内容などについて、申請前にお問合せ先へ相談してください。

### ■補助金額

対象事業に必要な経費に対して 2/3 以内 (1 団体あたり 200 万円以内)

対象経費 (例) 事業協力者に対する謝金、旅費、会場使用料、チラシ印刷費など

※経常的な団体運営に要する経費 (例：事務所の家賃、光熱水費) や食品、個人給付に該当するもの (例：ノベルティ) は対象外です。

※上記は南丹市で事業実施をする場合の補助金額です。

### ■お問合せ先

京都府南丹広域振興局 企画・連携推進課

〒621-0851 京都府亀岡市荒塚町 1-4-1

電話：0771-24-8430 FAX：0771-24-4683

メール：[n-c-kikaku@pref.kyoto.lg.jp](mailto:n-c-kikaku@pref.kyoto.lg.jp)

## (7) 参加型住民（地域外ファン）づくり事業

地域団体が地域外の人・団体・大学生（地域外ファン）と交流・連携した活動を実施する場合、その活動に必要な経費を予算の範囲内で補助します。

なお、お問合せ先で配布または京都府ホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/furusato/>)で公開する最新の募集要領をご確認ください。

### ■対象者

中山間地域等で地域住民が主体となった団体（自治会・NPO法人・農家組合など）

※団体の構成員（20歳以上）が3名以上であることなどの要件があります。

※募集期間はお問合せ先にご確認ください。

### ■対象事業

新たな連携とアイデアによる、集落の維持・活性化に向けた活動

- ①農用地や農業用施設の維持管理活動
- ②農業生産活動や環境保全活動
- ③地域資源を活用した新商品開発・加工・販路開拓
- ④農業参入の促進
- ⑤その他、地域活性化を目指す取組

※活動の内容などについて、申請前にお問合せ先へ相談してください。

### ■補助金額

対象事業に必要な下記の経費などに対して10/10以内（1団体あたり20万円以内（学生団体と連携する場合40万円以内））

- ①謝金 外部講師への謝金
- ②旅費 外部講師または団体構成員が活動するための公共交通機関料金 など
- ③消耗品費 用紙・封筒・文具・作業用具類購入費 など
- ④材料費 材料購入費 など（補助対象経費総額の1/3以内（学生団体と連携する場合1/6以内））
- ⑤広告費 チラシなどの作成及び印刷費 など
- ⑥役務費 郵便料金、金融機関の振込手数料、ボランティア保険料 など
- ⑦使用料及び賃借料 会場設備使用料、バス借り上げ代 など

※人件費・個人給付費・食料費（参加者の飲料水代を除く）などは対象外です。

※補助期間は最長3年間で、年度ごとに申請が必要です。

### ■お問合せ先

京都府南丹広域振興局 地域づくり振興課  
 〒621-0851 京都府亀岡市荒塚町1-4-1  
 電話：0771-22-0153 FAX：0771-23-1790  
 メール：[nanshin-no-chiiki@pref.kyoto.lg.jp](mailto:nanshin-no-chiiki@pref.kyoto.lg.jp)

## (8) 移住促進住宅整備事業

---

移住促進特別区域（[16 ページ](#)）の空き家を活用し、地域団体が移住者向けのお試し住宅（短期間居住または滞在する施設）やシェアオフィス（小規模事業者が共同利用する事業所）とするために必要な改修を行う場合、その改修費を予算の範囲内で補助します。

### ■対象者

移住促進特別区域の空き家を取得または賃借し、お試し住宅やシェアオフィスに改修する、複数の区（自治会）により構成された地域団体（振興会など）

### ■補助金額

改修費に対して 10/10 以内（1 物件あたり 180 万円以内）

※緊急区（[17 ページ](#)）は 1 物件あたり 200 万円以内

※事業に着手できるのは交付決定日以降で、単年度で完了しない事業は対象外です。

### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## (9) 地域定住促進拠点施設整備事業

---

空き家を活用し、地域団体が移住者向けのお試し住宅（短期間居住または滞在する施設）など定住促進拠点施設とするために必要な改修を行う場合、その改修費を予算の範囲内で補助します。

### ■対象者

複数の区（自治会）により構成された地域団体（振興会など）
------------------------------

### ■補助金額

改修費に対して 2/3 以内（1 物件あたり 300 万円以内）
----------------------------------

※事業に着手できるのは交付決定日以降で、単年度で完了しない事業は対象外です。

※施設の耐震化が必須要件です。

### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## **(10) 農業経営チャレンジ支援事業集落支援タイプ（受け入れ地域対象）**

新たに就農を希望される方に対して、技術習得から就農まで最長2年間の実践的な研修を実施する地域を予算の範囲内で支援します。

### ■対象者

下記の要件をすべて満たす方を受け入れて支援する地域

- ①市内で独立・自営就農に向けた研修を希望する方
- ②他産業（学卒者や農業研修中の方などを含む）から農業に新規参入する方
- ③参入にあたって、技術指導者の設置など実践農場設置による支援が必要な方

### ■補助金額など

いずれも支援期間は研修期間中（最長2年間）

- ①研修用農地確保のための賃借料を助成
- ②農業技術指導者に対する指導料を助成
- ③担い手づくり後見人（地域での生活習慣などを助言）に対する活動費を助成
- ④研修に必要な農業施設・機械の賃借に関する経費を助成（上限額は下記のとおり）
  - 新設の農業用施設：1事業あたり年額60万円以内
  - 中古の農業用施設：1事業あたり年額30万円以内
  - 農業用機械：1事業あたり年額24万円以内

※簡易な農地・農道整備などを就農希望者に補助する制度（[41ページ](#)）もあり、地域と一体となって就農希望者を支援します。

### ■お問合せ先

南丹市役所 農業推進課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0060 FAX：0771-63-0654

メール：[nousui@city.nantan.lg.jp](mailto:nousui@city.nantan.lg.jp)

## (11) 南丹市集落支援員

地域の実情に詳しく、地域づくりに関する知見を持つ人材を、南丹市が「南丹市集落支援員」として任用しています。

地域に密着して、住民の皆さんとともに地域の課題を掘り起こし、それぞれの実情に応じて、集落の維持再生や活性化に向けた支援を行います。

### ■活動地域

過疎化・少子高齢化が進んでいる地域

### ■活動内容

- ①地域団体の会合への出席・役員との協議など
- ②地域の人材育成に向けた取組
- ③住民アンケートの実施・集計・分析
- ④地域イベントなどへの参画・支援
- ⑤各種補助制度などの情報提供・支援
- ⑥地域情報（魅力や活動など）の発信による地域の元気づくり
- ⑦集落と行政など関係機関との橋わたし ほか

### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

南丹市集落支援員室

〒629-0398 京都府南丹市日吉町保野田市野 3-1

電話：0771-68-0108 FAX：0771-72-1005

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## (12) 南丹市地域おこし協力隊

地域づくりへの意欲を持って、都市部から移住してきた民間人材を、南丹市が「南丹市地域おこし協力隊」として委嘱しています。

最長3年間の任期中、各自の個性や能力、移住者ならではの視点を生かして、まちづくり活動や定住促進活動に取り組みます。

柔軟な発想や若い感性で地域と向き合い、隊員自らが「しごと」づくりに取り組みながら地域住民としての経験を重ね、南丹市に定住・定着することをめざします。

### ■活動地域

過疎化・少子高齢化が進んでいる地域 ほか

### ■活動内容

- ①地域の魅力や地域イベントなどの情報共有・情報発信
- ②自然や文化を活用した地域ビジネスの仕組みづくり
- ③農産物の販路拡大や特産品の開発など稼ぐ農業の仕組みづくり
- ④空き家を有効活用して地域活性化につなげる活動
- ⑤デジタルデバイド（情報格差）の解消につながる活動
- ⑥地域資源を生かした商品の開発やPRにつなげる活動
- ⑦まつりなど地域の伝統を継承・発展させる活動 ほか

南丹市定住促進サイト「nancla（なんくら）」の該当ページをご覧ください。

URL：<https://www.nancla.jp/kyoryokutai/>

※「nancla 協力隊」や「なんくら 協力隊」でも検索できます。



### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## (13) 南丹市まちづくりデザインセンター

地域団体やボランティア団体などを総合的に支援するとともに、市民活動に関心のある方やこれから活動を始めたい方に対して、さまざまな情報や活動の機会を提供することで、地域課題の解決や地域活性化につなげる役割を担っています。

### ■活動地域

南丹市全域

### ■活動内容

- ①まちづくり活動全般に関する支援
- ②地域団体やNPO法人などの設立・運営に関するよろず相談所の開設
- ③地域イベントなどの情報共有・情報発信
- ④各種補助制度などの情報提供・支援
- ⑤地域団体と企業・行政など関係機関との橋わたし
- ⑥地域活動や協働に関する講座の開催
- ⑦地域団体を対象とした交流会の開催
- ⑧印刷機やプロジェクターなど備品の貸し出し
- ⑨集落の教科書（[15 ページ](#)）の作成支援 ほか

南丹市まちづくりデザインセンターのホームページをご覧ください。

URL：<http://machideza.net/>

※「南丹市まちづくりデザインセンター」でも検索できます。

### ■お問合せ先

南丹市まちづくりデザインセンター

〒622-0002 京都府南丹市園部町美園町 7-9-1

電話：0771-68-3555 FAX：0771-68-3565

メール：[tedasu0827@kcn.jp](mailto:tedasu0827@kcn.jp)



## 6. しごと・企業への支援

### (1) 移住者起業支援事業

移住促進特別区域（[16 ページ](#)・人口集中地区がある移住促進特別区域を除く）の空き家など既存施設を活用し、移住者または代表者が移住者である法人が起業するために必要な改修や整備を行う場合、その改修費・敷地整備費・設備機器整備費・設計費などを予算の範囲内で補助します。

※サテライトオフィス誘致事業者等支援（事業所開設・運営）事業（[40 ページ](#)）との併用はできません。

#### ■対象者

下記の要件をすべて満たす移住者または代表者が移住者である法人

- ①整備施設と同一の移住促進特別区域に居住している方
- ②申請日時点において、本市に移住した日から3年を経過していない方
- ③起業する事業は、地域活性化に貢献するものであって、調査研究に基づく経営計画と資金計画を有しており、継続発展が見込まれること
- ④申請年度の3月31日までに、南丹市商工会の中小企業応援隊による伴走支援を受けた方、または、特定創業支援等事業（創業セミナー）（[38 ページ](#)）の受講を修了した方
- ⑤居住地域の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加する方
- ⑥市税などの滞納がない方

#### ■補助金額

店舗などの開設に必要な改修費・敷地整備費・設備機器整備費・設計費などに対して2/3以内（1事業あたり300万円以内）

※事業に着手できるのは交付決定日以降で、申請年度の2月末までに完了しない事業は対象外です。

※用地取得費・補償費は対象外です。

#### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## (2) 起業支援事業

京都府内で地域課題を解決する社会的事業を始める方に対して、起業に必要な経費を予算の範囲内で補助します。

### ■対象者

下記の要件をすべて満たす方

- ①府内に居住または居住予定の方であって、府内で新たに起業する方
- ②起業予定地の商工会や商工会議所の中小企業応援隊による伴走支援を受けた方、または、特定創業支援等事業（創業セミナー）（[38 ページ](#)）の受講を修了した方

※募集開始日以降、定められた日までに開業・設立することなどが条件になります。

※募集期間はお問合せ先にご確認ください。

### ■対象事業

下記のいずれかの起業

#### ①地域活性化関連事業

農林水産物や地域資源を活用した特産品開発・販売、地元食材を活用した飲食・サービスなどの地域活性化に資する事業など

#### ②社会福祉・社会教育・子育て支援関連事業

高齢者や子育て世代向けの福祉・教育などの生活支援サービスおよびそれに付随する事業など

### ■補助金額

起業に必要な人件費（対象事業の直接従事者に限る）・店舗等借入費・設備費・原材料費・借料・知的財産権等関連経費・外注費・委託費・広報費などに対して1/2以内（1事業あたり200万円以内）

### ■お問合せ先

京都府商工労働観光部 中小企業総合支援課（中小企業応援センター事務局）

〒600-8009 京都市下京区函谷鉾町78 京都経済センター3階

電話：075-366-4357 FAX：075-366-4365

メール：[chusyokigyo@pref.kyoto.lg.jp](mailto:chusyokigyo@pref.kyoto.lg.jp)

### **(3) 販路開拓支援事業（起業者販路開拓支援事業）**

自らの製品やサービスなどを周知するため、展示会などに参加する起業者に対して、出展に必要な経費を予算の範囲内で補助します。

#### **■対象者**

下記の要件をすべて満たす方

- ①市内に居住し、申請日時点において、新規起業した日から5年を経過していない方であって、製造・制作・加工・開発した製品およびサービスなどの事業を市内で展開されている方
- ②市税の滞納がない方
- ③暴力団員でない方

#### **■補助金額**

出展に必要な出展料・交通費・資材費などに対して10/10以内（1申請あたり10万円以内）

※同一申請者による同一年度での申請回数は1回限りとし、制度の活用回数は通算3回が上限です。

#### **■お問合せ先**

南丹市役所 商工観光課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-1008 FAX：0771-63-0654

メール：[syukou@city.nantan.lg.jp](mailto:syukou@city.nantan.lg.jp)

## **(4) 特定創業支援等事業（創業セミナー）**

---

ビジネスプランの作り方や売れる仕組みづくり、資金のことなど、新規起業に必要な知識やポイントを学べる創業セミナーを実施します。

### **■対象者**

市内で創業・起業を考えている方または起業後5年未満の方

※実施日程や募集期間はお問合せ先にご確認ください。

※この講座の全日程修了者には、受講証明書を発行します。この証明書は起業支援事業（[36 ページ](#)）を活用される際の要件証明書として利用できます。

### **■お問合せ先**

南丹市役所 商工観光課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-1008 FAX：0771-63-0654

メール：[syoukou@city.nantan.lg.jp](mailto:syoukou@city.nantan.lg.jp)

## (5) 企業連携移住促進事業

移住促進特別区域（[16 ページ](#)・人口集中地区がある移住促進特別区域を除く）において、企業や地域団体が移住者向けの社員寮・賃貸住宅などを整備する場合、その整備費・設計費を予算の範囲内で補助します。

### ■対象者

下記の要件をすべて満たす企業または地域団体

- ①市内に事業所（事務所）を有するまたは新たに設置すること
- ②整備住宅所在地の地域団体と連携して取り組むこと
- ③整備住宅に入居する移住者が整備住宅所在地の移住促進特別区域に定住すること
- ④整備住宅に入居する移住者が居住地の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加すること
- ⑤市税などの滞納がないこと

### ■補助金額

移住者の新規受け入れのための住宅整備（新築・改修・敷地整備）費・設計費に対して 2/3 以内

（1 戸あたり 120 万円以内・1 事業あたり 10 戸以内かつ 1,200 万円以内）

※補助金額は京都府の制度（別途申請が必要）と合算した額です。

※事業に着手できるのは交付決定日以降で、申請年度の 2 月末までに完了しない事業は対象外です。

※補助期間は最長 2 年間で、年度ごとに申請が必要です。

※用地取得費・補償費は対象外です。

### ■お問合せ先

南丹市役所 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

## **(6) サテライトオフィス誘致事業者等支援（事業所開設・運営）事業**

空き家などを活用し、企業がサテライトオフィス（本社から離れた場所に設置する事業所）を開設・運営する場合、その開設費・運営費を予算の範囲内で補助します。

※移住者起業支援事業（[35 ページ](#)）との併用はできません。

### **■対象者**

下記の要件をすべて満たす企業

- ①空き家などを購入または賃借し、区（自治会）などの同意を得て、サテライトオフィスを展開すること
- ②サテライトオフィスの従業員が本市に移住または長期派遣されること
- ③会社更生法の更生手続または民事再生法の再生手続がされていないこと
- ④代表者が当該空き家等の所有者と2親等以内でないこと
- ⑤構成員に暴力団員がいないこと

### **■補助金額**

#### ①事業所等開設事業

サテライトオフィス開設に必要な住宅購入費・改修費・備品購入費などに対して10/10以内（1物件あたり100万円以内）

※当該物件の売買（賃貸借）契約日から1年以内の申請が必要です。

#### ②事業所等運営事業

サテライトオフィス運営に必要な使用料・賃借料・人件費などに対して10/10以内（操業開始または機能移転から最長3年間・1物件年度あたり50万円以内）

※年度ごとに申請が必要です。

※①②の同一年度での重複申請はできません。

※①②の同一申請者への合計補助金額は150万円以内です。

### **■お問合せ先**

南丹市役所 商工観光課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-1008 FAX：0771-63-0654

メール：[syoukou@city.nantan.lg.jp](mailto:syoukou@city.nantan.lg.jp)

## **（7）農業経営チャレンジ支援事業集落支援タイプ（就農希望者対象）**

新たに就農を希望される方に対して、予算の範囲内で、技術習得から就農まで最長2年間の実践的な研修を通して、地域で一貫して支援し、将来の地域農業の担い手として育成します。

### ■対象者

下記の要件をすべて満たす方

- ①市内で独立・自営就農に向けた研修を希望する方
- ②他産業（学卒者や農業研修中の方などを含む）から農業に新規参入する方
- ③参入にあたって、技術指導者の設置など実践農場設置による支援が必要な方

### ■補助金額など

簡易な農地・農道整備など、研修開始に必要な整備費に対して10/10以内  
（研修1年目のみ・1人あたり10万円以内）

※研修用農地の賃借料や農業技術指導者・担い手づくり後見人（地域での生活習慣などを助言）の設置費などを受け入れ地域に補助する制度（[31ページ](#)）もあり、地域と一体となって就農希望者を支援します。

### ■お問合せ先

南丹市役所 農業推進課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0060 FAX：0771-63-0654

メール：[nousui@city.nantan.lg.jp](mailto:nousui@city.nantan.lg.jp)

## (8) 新規就農者育成総合対策事業

次世代を担う農業者となることをめざす方に対して、支援金を予算の範囲内で交付します。

### ■対象者

- ①就農準備資金（研修期間中の研修生に対する資金助成）  
就農に向けて先進農家や先進農業法人などで研修を受ける方であって、下記の要件をすべて満たす就農希望者
- A. 就農予定時の年齢が50歳未満の方
  - B. 原則、前年の世帯所得が600万円未満である方
- ②経営開始資金（新たに経営を開始する方に対する資金助成）  
下記の要件をすべて満たす新規就農者
- A. 50歳未満で独立・自営就農する方など
  - B. 青年等就農計画の認定を受けた新規就農者である方
  - C. 原則、前年の世帯所得が600万円未満である方
- ③経営発展支援事業（経営発展のための機械・施設などの導入を支援）  
機械・施設・家畜導入、果樹・茶改植、リース料などの経費で申請する方であって、下記の要件をすべて満たす新規就農者
- A. 50歳未満で独立・自営就農する方など
  - B. 青年等就農計画の認定を受けた新規就農者である方

### ■支援金額

- ①就農準備資金  
年間150万円（最長2年間）
- ②経営開始資金  
経営開始1～3年目：年間150万円
- ③経営発展支援事業  
補助対象事業費上限1,000万円（②経営開始資金の対象者は上限500万円）  
補助率：補助対象事業費の3/4以内

### ■お問合せ先

南丹市役所 農業推進課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0060 FAX：0771-63-0654

メール：[nousui@city.nantan.lg.jp](mailto:nousui@city.nantan.lg.jp)



## (9) Soi(ソイ)/南丹市起業支援サテライトオフィスセンター

Soiは、サテライトオフィス・テレワークを備えた施設です。既存の価値にとられない働き方を通じて、地方に根付いていく人・文化・産業を支援します。

都会から離れた場所のサテライトオフィスとしての利用はもちろん、テレワークに最適なコワーキングスペースも備えており、起業を検討されている方、フリーランスの方、新たな働き方を考えておられる方など、どなたでも利用することができます。

### ■施設概要

所在地	〒622-0066 京都府南丹市園部町南八田中山17（旧西本梅小学校）
オフィス施設	サテライトオフィス（2～6名程度利用可能）2部屋 コワーキングスペース3部屋 
イベントルーム	セミナールーム1部屋（コワーキングスペースと共有）
その他の設備など	Wi-Fi環境・駐車場完備 プリンター・50インチのモニター貸出可能 空き部屋があれば体験利用可能（要相談） Soi/南丹市起業支援サテライトオフィスセンターのホームページをご覧ください。 URL： <a href="https://soi.rebs.jp/">https://soi.rebs.jp/</a>  ※「南丹市起業支援サテライトオフィスセンター」でも検索できます。

### ■お問合せ先

株式会社ブイ・クルーズ（運営会社）  
〒604-0835 京都市中京区高宮町206  
御池ビル7階B  
電話：075-223-1185  
メール：[info@v-crews.co.jp](mailto:info@v-crews.co.jp)



## (10) 過疎地域における固定資産税の特例（課税免除）

南丹市八木町・日吉町・美山町内において、事業用の設備を新設または増設した方について、一定の要件を満たせば、固定資産税の免除が受けられます。

### ■対象者

青色申告をする法人または個人で、製造業・旅館業（下宿営業を除く）・農林水産物等販売業・情報サービス業等の用に供する設備の取得等をした方

### ■課税免除の対象となる設備の取得価額の要件

		事業者の資本金等の額		
		5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象事業 および	製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上 (新增設のみ)	2,000万円以上 (新增設のみ)
取得価額 の合計額	農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上 (新增設のみ)	

※資本金等の額が5,000万円超の事業者については、新增設に係る取得等に限りません。

※「農林水産物等販売業」とは、対象地域内で生産された農林水産物または当該農林水産物を原料や材料として製造・加工・調理したものを、店舗において、主に他地域の方に販売する事業のことです。

### ■課税免除

固定資産税（家屋・機械および装置・当該家屋の敷地である土地）を3年度間免除

※家屋については、直接事業の用に供する部分、償却資産については、直接事業の用に供するもの、土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手した場合に限りません。

### ■お問合せ先

南丹市役所 税務課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0004 FAX：0771-63-0653

メール：[zeimu@city.nantan.lg.jp](mailto:zeimu@city.nantan.lg.jp)

## 7. 住まいに関する支援

### (1) 木造住宅耐震診断士派遣事業

木造住宅の所有者などから申請があった場合、耐震診断士を派遣して、当該住宅の耐震診断を予算の範囲内で実施します。

#### ■対象者

下記の要件をすべて満たす住宅の所有者または賃借人その他権原に基づく当該住宅の居住者

- ①市内において、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、現に完成している一戸建て木造住宅（公的機関所有の住宅を除く）であること
- ②延べ床面積の 1/2 以上が住居であること
- ③簡易耐震診断（誰でもできる我が家の耐震診断など）評点の合計が 9 点以下であること

#### ■耐震診断

市が耐震診断士を派遣して、当該住宅の耐震診断を実施

#### ■費用負担

診断士派遣費 1 戸あたり 55,000 円のうち、市負担 52,000 円、申請者負担 3,000 円

#### ■お問合せ先

南丹市役所 建設整備課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0051 FAX：0771-63-0654

メール：[kensetsu@city.nantan.lg.jp](mailto:kensetsu@city.nantan.lg.jp)

## (2) 木造住宅耐震改修等事業

木造住宅の所有者などが、当該住宅の耐震改修、簡易耐震改修、耐震シェルター設置を行う場合、その改修費を予算の範囲内で補助します。

### ■対象者

下記の要件をすべて満たす住宅の所有者または賃借人その他権原に基づく当該住宅の居住者であって、市税などの滞納がない方

- ①市内において、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、現に完成している一戸建て木造住宅（公的機関所有の住宅を除く）であること
- ②延べ床面積の 1/2 以上が住居であること

### ■補助金額

#### ①耐震改修

耐震診断により倒壊の可能性があるとして診断された、当該住宅を評点 0.7 以上 1.0 未満に向上する耐震改修費に対して 4/5 以内（1 物件あたり 100 万円（美山地区のみ 120 万円）以内）

※評点 1.0 以上に向上するものについては 6/7 以内（1 物件あたり 150 万円（美山地区のみ 180 万円）以内）

#### ②簡易耐震改修

耐震診断により倒壊の可能性があるとして診断された、当該住宅の簡易耐震改修（基準あり）工事費・設計費に対して 4/5 以内（1 物件あたり 40 万円以内）

#### ③耐震シェルター設置

当該住宅の耐震シェルター設置（基準あり）工事費に対して 3/4 以内（1 物件あたり 30 万円以内）

### ■お問合せ先

南丹市役所 建設整備課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0051 FAX：0771-63-0654

メール：[kensetsu@city.nantan.lg.jp](mailto:kensetsu@city.nantan.lg.jp)

### (3) 住宅等土砂災害対策改修支援事業

土砂災害特別警戒区域の建築物（住宅または居室を有する建築物）について、当該建築物の所有者が土砂災害対策改修を行う場合、その改修費を予算の範囲内で補助します。

#### ■対象者

下記の要件をすべて満たす建築物の所有者

- ①市税の滞納がない方
- ②暴力団員でない方
- ③当該建築物が下記の要件をすべて満たすこと
  - A. 市内の特別警戒区域に所在すること
  - B. 特別警戒区域の指定の際、当該区域に所在し、または工事中であったこと
  - C. 建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していないこと  
(外壁などの構造が安全基準に達していないこと)

#### ■補助金額

土砂災害に対して安全な構造となるように行う、当該建築物の外壁改修・塀設置などの工事費（消費税を除く）に対して23/100以内（1物件あたり759,000円以内）

※建築確認申請書を提出し確認済証の交付を受けていない場合や、他の補助金などを受けている場合は対象外です。

#### ■お問合せ先

南丹市役所 危機管理課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0021 FAX：0771-63-0653

メール：[kikikanri@city.nantan.lg.jp](mailto:kikikanri@city.nantan.lg.jp)

## (4) 浄化槽設置整備事業

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することと併せて、生活環境を改善するため、下水道施設に接続できない地域の住宅などに浄化槽を設置する場合、下記により設置費を予算の範囲内で補助します。

### ■対象者

市内の公共下水道事業計画区域・農業集落排水事業認可区域を除く地域（地形的または技術的に下水道施設に接続できない場合を含む）において、自らがお住まいになる住宅などに浄化槽を設置する方であって、下記のいずれにも該当しない方

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査または建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する方
- ②住宅などを借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方
- ③工場・事業所などに浄化槽を設置する方（事業排水を排出しない小規模店舗などを併設し、店舗などの床面積が総面積の1/2未満の住宅に浄化槽を設置する方であって、市長が認める方は除く）
- ④販売目的で浄化槽付き住宅などを建築する方
- ⑤本市に住所がない方（実績報告までに本市に転入する方を除く）
- ⑥既に設置された浄化槽を入れ替える方

### ■対象浄化槽

浄化槽法第2条第1号に規定する、し尿と雑排水を併せて処理する機能を有する浄化槽であって、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する、下記のいずれかの浄化槽

#### ①浄化槽

BOD(生物化学的酸素要求量)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/L(日間平均値)以下のもの

#### ②高度処理型浄化槽

下記のいずれかに該当するもの

##### A. BODのみを除去するもの

BOD 除去率97%以上、放流水のBOD5mg/L(日間平均値)以下のもの

##### B. 窒素または磷を除去するもの

BOD 除去率90%以上、放流水のBOD20mg/L(日間平均値)以下で、放流水の全窒素20mg/L(日間平均値)以下または全磷1mg/L(日間平均値)以下のもの

### ■対象地域

地域	地区（旧大字）名	範囲
園部町	法京	全域
日吉町	畑郷・四ツ谷・志和賀	一部地域
	木住・生畑・中世木	全域
美山町	鶴ヶ岡・三埜	一部地域
	南・河内谷・下・知見・江和・田歌・芦生・白石・佐々里・ 又林・下平屋・野添・長尾・深見・荒倉・内久保・ 原・板橋・宮脇・下吉田・上司・ 高野・豊郷・盛郷・福居・ 肱谷・小淵・向山・檜原・音海	全域

※上記以外でも、地形的または技術的に下水道施設に接続できない場合は、対象になることがあります。

### ■補助金額

種別	地域	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
①浄化槽	園部町	332,000円	414,000円	548,000円
	日吉町			
②高度処理型浄化槽	園部町	360,000円	462,000円	585,000円
	日吉町			
	美山町	408,000円	492,000円	684,000円

※一部地域については、維持管理組合を通じて、浄化槽設置後の適正な維持管理に対する補助も行っています。

### ■お問合せ先

南丹市役所 上下水道課

〒629-0198 京都府南丹市八木町八木東久保 29-1

電話：0771-68-0053 FAX：0771-42-5616

メール：[jyougesui@city.nantan.lg.jp](mailto:jyougesui@city.nantan.lg.jp)

## (5) 地域脱炭素重点対策加速化事業

市民の方が地球温暖化対策（脱炭素）及び発電電力の自家消費を目的として住宅用太陽光発電設備と住宅用蓄電設備を設置する場合、その設置費を予算の範囲内で補助します。

### ■対象者

下記の要件をすべて満たす方

- ①住宅などに太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置する方、または、当該所有者とのPPA（電力購入契約）又はリース契約に基づき太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置する方
- ②発電電力の30%以上を自家消費し、FIT、FIP（固定価格買取）制度を活用しない方
- ③上記のほか、南丹市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱の要件を満たす方

### ■補助金額

下記の合計額

- ①住宅用太陽光発電設備（基準あり）設置費  
太陽電池モジュール公称最大出力値に1kWあたり70,000円を乗じた額以内（1事業あたり350,000円以内）
- ②住宅用蓄電設備（基準あり）設置費  
蓄電容量に1kWhあたり47,000円を乗じた額以内（1事業あたり282,000円以内）

※国の要領が改定された場合には、改定後の金額によります。

### ■お問合せ先

南丹市役所 環境課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0085 FAX：0771-63-0654

メール：[kankyou@city.nantan.lg.jp](mailto:kankyou@city.nantan.lg.jp)



## (6) 薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入事業

市民の方や市内の団体が薪ストーブまたは木質ペレットストーブを購入する場合、その購入費を予算の範囲内で補助します。

### ■対象者

本市に住所がある方または市内に事務所を置く団体

### ■補助金額

下記のいずれかのストーブ（本体のみ）の購入費に対して1/4以内（1台あたり10万円以内）

- ①薪ストーブ（薪や木材の端材などを燃料として使用）
- ②木質ペレットストーブ（粉碎した木くずを圧縮成型した円柱状の固形物を燃料として使用）

### ■お問合せ先

南丹市役所 環境課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0085 FAX：0771-63-0654

メール：[kankyou@city.nantan.lg.jp](mailto:kankyou@city.nantan.lg.jp)

## (7) 住宅用太陽光発電システム設置事業

市民の方が住宅用太陽光発電設備と住宅用蓄電設備を設置する場合、その設置費を予算の範囲内で補助します。

### ■対象者

本市に住所がある方であって、下記の要件をすべて満たす電灯契約の契約者

- ①市内の自らが居住する住宅に住宅用太陽光発電設備と住宅用蓄電設備を同時に設置する方、または、両設備を設置した新築住宅を購入する方
- ②住宅用太陽光発電設備を対象とする電力需給契約の契約者で、当該年度中に需給開始された方

### ■補助金額

下記の合計額

- ①住宅用太陽光発電設備（基準あり）設置費  
太陽電池モジュール公称最大出力値に1kWあたり11,000円を乗じた額以内（1事業あたり44,000円以内）
- ②住宅用蓄電設備（基準あり）設置費  
蓄電容量に1kWhあたり16,500円を乗じた額以内（1事業あたり99,000円以内）

### ■お問合せ先

南丹市役所 環境課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0085 FAX：0771-63-0654

メール：[kankyou@city.nantan.lg.jp](mailto:kankyou@city.nantan.lg.jp)

## (8) 南丹市防災行政無線

住居に設置する受信機と学校などに設置する屋外スピーカーで、災害時の避難情報や平常時のお知らせなどを、音声により放送します。

### ■対象者

設置申請のあった方

### ■放送内容

①災害時の放送

災害に関する警報・避難指示など

②平常時の放送

市役所からの行政情報、学校や集落からの行事の連絡など

### ■費用負担

①本市に住所がある世帯で、1世帯につき1台の受信機を設置する場合

無料

②本市に住所がない世帯、または1世帯につき2台以上の受信機を設置する場合

屋外アンテナが不要な場合：1台あたり約59,000円

屋外アンテナが必要な場合：1台あたり約75,000円

※設置場所の条件により金額が増減します。

※個別受信機に係る電気代などは別途利用者負担です。

### ■お問合せ先

南丹市役所 危機管理課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0021 FAX：0771-63-0653

メール：[kikikanri@city.nantan.lg.jp](mailto:kikikanri@city.nantan.lg.jp)

## (9) KCNなんたん ケーブルテレビ

市内全域に張り巡らせた光ケーブルにより、高画質で安定した放送サービスやインターネットサービス、電話サービスを提供しています。

また、「なんたんテレビ(11ch)」では、地域に密着した南丹市エリアの情報番組がお楽しみいただけます。

### ■対象者

加入申込のあった方

### ■サービス内容

#### ①ケーブルテレビ

地上波デジタル放送・BS・110度CS・4K(右旋)パススルーサービスがご利用いただけます。

#### ②インターネット

上り下り最大300Mbpsまたは1Gbpsのベストエフォート型サービスです。

#### ③電話

JCOM(KDDI)と提携し、提供している電話サービスです。(ケーブルプラス電話)

### ■費用負担(税込料金)

①加入契約金(1戸あたり):27,500円

②工事費(1戸あたり)

引込工事負担金:46,200円・宅内標準工事費:各13,200円

※工事の内容により、別途工事費が発生する場合があります。

③基本利用料(1戸あたり月額)

ケーブルテレビ:1,430円～・インターネット:3,300円～・電話1,463円

※事務手数料やNHK受信料などは別途利用者負担です。

※工事費や月額基本利用料の割引キャンペーンを実施することがありますので、お問合せ先にご確認ください。

### ■お問合せ先

株式会社KCNなんたん

〒622-0004 京都府南丹市園部町小桜町62-1

電話:0771-63-6300 FAX:0771-63-5300

メール:[info@kcn-nantan.jp](mailto:info@kcn-nantan.jp)



URL:<https://www.kcn-nantan.jp/>

## 8. 子育てに関する支援

### (1) 南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」

南丹市には、このまちにしかない独自の子育て支援制度があり、子育てを応援するつどいの場やイベントもたくさんあります。

子育て家庭にとって、知って得する情報が満載のサイトです。

#### ■掲載内容

- ①病後保育事業
- ②南丹市で子育て
- ③制度・事業
- ④学習・交流
- ⑤保育所・幼稚園・小中学校
- ⑥離乳食・幼児食
- ⑦各施設マップ
- ⑧救急・夜間休日診療
- ⑨応急処置・事故予防
- ⑩子育てサークル ほか



#### ■検索方法

URL : <https://www.nancla.jp/nobinobi/>

※「のびのびなんたん」でも検索できます。



#### ■お問合せ先

南丹市役所 こども家庭課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0028 FAX：0771-68-1166

メール：[be-kodomo@city.nantan.lg.jp](mailto:be-kodomo@city.nantan.lg.jp)

## (2) 保育所・幼稚園・認定こども園

利用をご希望の場合は申請が必要ですので、各受付窓口までお問い合わせください。

### ■市内の保育・教育施設

区分	施設名	所在地	受付窓口
市立保育所・認定こども園	園部保育所	園部町木崎町	南丹市幼児教育・保育推進課 (電話：0771-68-0017)  一斉申込受付期間：例年11月頃 ※南丹市ホームページなどでお知らせします。 ※上記期間後は空きがあれば随時受け付けます。
	城南保育所	園部町城南町	
	八木中央保育所 (八木中央幼児学園 長時部)	八木町西田	
	八木東保育所 (八木東幼児学園)	八木町北屋賀	
	ひよしこども園	日吉町保野田	
	胡麻保育所	日吉町胡麻	
	みやまこども園 知井分園	美山町島 美山町中	
市立幼稚園	園部幼稚園	園部町小桜町	保育利用： 南丹市幼児教育・保育推進課 (電話：0771-68-0017) 教育利用：南丹のぞみ園 (電話：0771-68-2255)
	八木中央幼稚園 (八木中央幼児学園 短時部)	八木町西田	
私立認定こども園	南丹のぞみ園	園部町小山東町	保育利用： 南丹市幼児教育・保育推進課 (電話：0771-68-0017) 教育利用：南丹のぞみ園 (電話：0771-68-2255)
私立幼稚園	聖家族幼稚園	園部町美園町	聖家族幼稚園 (電話：0771-62-1674)

### ■お問合せ先

南丹市役所 幼児教育・保育推進課  
〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47  
電話：0771-68-0017 FAX：0771-68-1166  
メール：[be-youji@city.nantan.lg.jp](mailto:be-youji@city.nantan.lg.jp)

### (3) 病児保育室「ひまわり」

病児保育室「ひまわり」は、亀岡市・南丹市・京丹波町・国民健康保険南丹病院組合の4者で運営しています。

子育てと仕事の両立を応援するため、保育所や幼稚園などでの集団生活が困難で、かつ家庭で保育できないときに、こどもを一時的にお預かりします。

#### ■施設

亀岡市・南丹市・京丹波町病児保育室「ひまわり」  
 〒629-0141 京都府南丹市八木町八木上野 25 番地（京都中部総合医療センター）  
 電話：0771-21-8299  
 URL：<https://www.kyoto-chubumedc.or.jp/shinryou/bumon/byojihoiku/>

#### ■対象者

下記の要件をすべて満たすこども  
 ①本市に住所があり、保育の必要性の認定を受けていること  
 ②入院は不要だが、病気やケガなどのために保育所・認定こども園・幼稚園での集団生活が困難であること  
 ③保護者が仕事などのために家庭での保育ができない状態であること

#### ■利用料

1日：2,500円・半日（5時間以内）：1,500円

※利用料にはおやつ代を含み、昼食代は別途300円が必要です。

※生活保護世帯、所得税非課税世帯の方は申請により利用料の助成があります。

#### ■定員と利用方法

同時利用定員：6名  
 病児保育ネット予約システム「あずかるこちゃん」でアカウントを作成し、利用される保護者とこどもの情報を事前に登録してください。

※「あずかるこちゃん」アカウント作成QRコード



#### ■お問合せ先

南丹市役所 幼児教育・保育推進課  
 〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47  
 電話：0771-68-0017 FAX：0771-68-1166  
 メール：[be-youji@city.nantan.lg.jp](mailto:be-youji@city.nantan.lg.jp)

## (4) 妊婦歯科健診受診票の交付

---

妊婦の方に、妊婦歯科健診受診票（1回分）を交付します。

### ■対象者

本市に住所がある妊婦

### ■支援内容

市内の妊婦歯科健診実施医療機関（予約必要）で、母子健康手帳交付から出産までに1回（妊娠16～27週が適当）、無料で歯科健診とブラッシング指導などを受けることができます。

### ■お問合せ先

南丹市役所 こども家庭課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0028 FAX：0771-68-1166

メール：[be-kodomo@city.nantan.lg.jp](mailto:be-kodomo@city.nantan.lg.jp)



## (5) 妊産婦訪問

---

ご希望された妊産婦の方がいるご家庭に保健師・栄養士などが訪問し、栄養相談や健診の案内などについてお応えします。

### ■対象者

本市に住所がある妊産婦

### ■支援内容

妊娠中の生活指導・家族計画・子育てなどの相談に応じたり、乳幼児の制度・健診の案内などを行います。

### ■お問合せ先

南丹市役所 こども家庭課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0028 FAX：0771-68-1166

メール：[be-kodomo@city.nantan.lg.jp](mailto:be-kodomo@city.nantan.lg.jp)

## (6) 妊婦食事診断・栄養相談

---

栄養士による妊婦食事診断と栄養相談を実施します。妊婦の方ご自身と赤ちゃんにやさしい食生活を一緒に考えていきましょう。

### ■対象者

本市に住所がある妊婦

### ■支援内容

#### ①食事診断

母子健康手帳交付時にお渡しする食事記録票と栄養相談票に、必要事項を記入して提出いただくと、食事診断およびアドバイスシートをお送りします。

#### ②栄養相談

食事に対する相談に、栄養士が随時対応します。

### ■お問合せ先

南丹市役所 こども家庭課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0028 FAX：0771-68-1166

メール：[be-kodomo@city.nantan.lg.jp](mailto:be-kodomo@city.nantan.lg.jp)

## (7) 産前・産後サポート事業

---

妊産婦の方やその家族が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、保健師・助産師・看護師・子育て経験者などが相談をお受けします。

### ■対象者

本市に住所がある妊婦

### ■支援内容

妊娠中に産前・産後ケア専門員などが訪問し、出産・子育ての不安や悩みを聞いた  
り、子育て情報を提供したり、安心して赤ちゃんを迎えるお手伝いをします。

### ■お問合せ先

マタニティ専用ダイヤル（NPO 法人グローアップ）

電話：080-4234-8080

南丹市役所 こども家庭課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0028 FAX：0771-68-1166

メール：[be-kodomo@city.nantan.lg.jp](mailto:be-kodomo@city.nantan.lg.jp)

## (8) こんにちは赤ちゃん訪問

---

赤ちゃんが生まれた家庭に、保健師・栄養士などが訪問します。  
また、電話などでの相談も受け付けています。

### ■対象者

本市に住所がある生後4カ月までの乳児の家族

### ■支援内容

身体計測、発育・発達状況の確認、育児相談、予防接種など市の母子保健事業の紹介などを行います。

※対象者には個別に連絡します。

### ■お問合せ先

南丹市役所 こども家庭課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0028 FAX：0771-68-1166

メール：[be-kodomo@city.nantan.lg.jp](mailto:be-kodomo@city.nantan.lg.jp)

## (9) ブックスタート事業

---

絵本を通じて親子の心が触れ合うひとときがもてるきっかけづくりとして、乳児健診の場を活用し、絵本の読み聞かせを行うとともに絵本を贈呈します。

### ■対象者

乳児前期健診を受診した乳児とその保護者

### ■支援内容

乳児前期健診の際に、読書推進を担当する図書館職員が赤ちゃんとその保護者に絵本の読み聞かせを行い、絵本を贈呈します。

### ■お問合せ先

南丹市役所 こども家庭課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0028 FAX：0771-68-1166

メール：[be-kodomo@city.nantan.lg.jp](mailto:be-kodomo@city.nantan.lg.jp)

## (10) 医療費助成制度

---

こどもに係る保険適用医療費の一部を助成します。

### ■対象者

①京都子育て支援医療費助成制度

本市に住所がある0歳から中学校卒業までのこども

②すこやか子育て医療費助成制度

本市に住所がある16歳から18歳（高校生は19歳）到達後の最初の3月31日までのこども

### ■保険適用医療費のうち自己負担する金額や助成の内容

①京都子育て支援医療費助成制度

通院・入院ともに、1医療機関あたり月額200円を自己負担

※医療機関窓口で受給者証の提示が必要

②すこやか子育て医療費助成制度

通院・入院ともに、申請すれば、自己負担額から1医療機関あたり月額800円を差し引いた額を助成

### ■お問合せ先

南丹市役所 こども家庭課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0028 FAX：0771-68-1166

メール：[be-kodomo@city.nantan.lg.jp](mailto:be-kodomo@city.nantan.lg.jp)

## (11) 子宝祝金・子育て手当・入学祝金

国制度の児童手当のほかに、南丹市独自の祝金や手当を支給します。

### ■対象者

#### ①子宝祝金

本市に住所がある新生児の親（新生児・親（養育者）ともに住所があること）

#### ②子育て手当

本市に住所がある5歳未満のこどもの養育者（こども・養育者ともに住所があること）

#### ③入学祝金

本市に住所がある小・中学校に入学するこどもの養育者（こども・養育者ともに住所があること）

### ■支給金額

#### ①子宝祝金

出生届との同時申請により、新生児1人あたり第1子5万円、第2子10万円、第3子以降20万円を支給

#### ②子育て手当

申請月の翌月分から5歳到達月分まで、こども1人あたり第1子月額2,000円、第2子月額3,000円、第3子以降月額5,000円を支給（支給は9月・3月の年2回）

#### ③入学祝金

入学後3カ月以内の申請により、こども1人あたり小学校入学3万円、中学校入学4万円を支給

### ■お問合せ先

南丹市役所 こども家庭課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0028 FAX：0771-68-1166

メール：[be-kodomo@city.nantan.lg.jp](mailto:be-kodomo@city.nantan.lg.jp)

## (12) ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と、援助を行いたい人（まかせて会員）を結ぶ会員組織です。

地域のなかで子育てを援助します。

### ■対象者

#### ①おねがい会員

本市に在住または在勤で、生後3カ月から小学校6年生までのこどもの保護者

#### ②まかせて会員（講習必要）

自宅などでこどもを預かることが可能な方、または、保育所などへの送迎が可能な方

### ■支援内容

①保育所・幼稚園・放課後児童クラブなどの開始前や終了後、または小学校の放課後のこどもの預かり

②保育施設などへの送迎

③通院・冠婚葬祭時の一時的なこどもの預かり

④買い物など外出時のこどもの預かり

### ■利用時間・利用料（報酬・実費）

利用時間：午前7時～午後8時（12月29日～翌年1月3日除く）

報酬：こども1人1時間あたり平日700円・土日祝日800円

30分未満の送迎のみの活動に限り1回あたり400円

実費：報酬のほかに活動に要した経費（食費・交通費・おむつ代など）

※報酬については、生活保護受給世帯は全額助成、ひとり親世帯は半額助成を受けることができます。

### ■お問合せ先

南丹市ファミリー・サポート・センター（こども家庭課内）

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0028 FAX：0771-68-1166

メール：[be-kodomo@city.nantan.lg.jp](mailto:be-kodomo@city.nantan.lg.jp)



## (13) 南丹市子育てすこやかセンター

親子が気軽に集い、遊びやふれあいを通じて子育てに関するさまざまな悩みに応じられるよう、居場所を提供しています。

### ■対象者

主に乳児または幼児およびその保護者と家族

### ■支援内容

#### ①子育てサロンの開放

開放時間：月～金曜日（祝日除く）午前9時～午後5時

#### ②定期的に子育て支援講座やイベント（広場）を開催

※講座など予約が必要な場合や、内容が変更になる場合があります。



### ■お問合せ先

南丹市子育てすこやかセンター

〒622-0004 京都府南丹市園部町小桜町 43-2

電話：0771-68-0082 FAX：0771-68-2526

メール：[be-kodomo@city.nantan.lg.jp](mailto:be-kodomo@city.nantan.lg.jp)

## (14) 子育てつどいの広場事業

親子が気軽に集い、相談できる居場所として、つどいの広場を開設しています。  
また、お楽しみ企画や講演会、講座なども行います。

### ■対象者

主に乳児または幼児およびその保護者と家族

### ■支援内容

親子で遊べる子育てひろばの開催（交流・情報提供・講習会・相談）

#### ①ぽこぽこくらぶ八木

会場：コミュニティスペース 気になる木 JUJU

時間：月・水・金曜日（祝日除く）

午前10時～午後3時

#### ②ぽこぽこくらぶ日吉

会場：日吉殿田交流センター（令和7年11月まで）

日吉生涯学習センター「遊 you ひよし」第1会議室（令和7年12月から）

時間：火曜日（祝日除く）午前10時～午後3時

#### ③ぽこぽこくらぶ美山

会場：南丹市保健福祉センター（美山分室）

時間：木曜日（祝日除く）午前10時～午後3時

#### ④ぽこぽこくらぶ園部

会場：南丹市子育てすこやかセンター

時間：月～金曜日（祝日除く）午前10時～午後3時

※正午～午後1時：ランチタイム（各自お弁当持参）

※講座など有料・予約が必要な場合や、内容が変更になる場合があります。

### ■お問合せ先

NPO 法人グローアップ

電話：080-3857-8119

南丹市役所 こども家庭課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47

電話：0771-68-0028 FAX：0771-68-1166

メール：[be-kodomo@city.nantan.lg.jp](mailto:be-kodomo@city.nantan.lg.jp)



## (15) ハッピー親子講座「クローバー」

親子での体を使った遊びやふれあい遊びを通して、こどもの健やかな成長を促す教室です。

### ■対象者

概ね2歳の幼児とその保護者

### ■支援内容

この時期に大切な、親子のかかわりや遊びについて、7回シリーズでお伝えする親子講座です。

スタッフ：心理士・保育士・保健師など

会場：南丹市保健福祉センター（こむぎ山健康学園2階）



### ■お問合せ先

南丹市役所 こども家庭課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話：0771-68-0028 FAX：0771-68-1166

メール：[be-kodomo@city.nantan.lg.jp](mailto:be-kodomo@city.nantan.lg.jp)







【発行】南丹市役所（地域振興課）／令和7年4月改版（平成30年10月初版）

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地

電話：0771-68-0019 FAX：0771-63-0653

メール：[chiiki@city.nantan.lg.jp](mailto:chiiki@city.nantan.lg.jp)

ホームページ：<https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/> 【南丹市】

<https://www.nancla.jp/> 【nancla(なんくら)】

